

企業立地促進事業補助制度の概要

1. 趣旨

企業の立地を促進することにより、市内の産業振興、市民の雇用創出を図るため、立地企業とその協力者に対して補助金を交付します。

2. 補助金の種類

(1) 企業立地促進補助金

対象者：市内に新たに進出する企業、市内に施設を有し市内に施設を増設する企業

対象経費：取得した資産に係る固定資産税、都市計画税の収納額に相当する額

交付期間：3年間（本社機能を有する場合5年間）（操業開始日の属する年の翌年4月1日から起算）

(2) 雇用創出促進補助金

交付対象：市内に新たに進出する企業、市内に施設を有し市内に施設を増設する企業立地に伴い雇用した者で操業開始日から1年以上の継続雇用がある市民の常用雇用者

対象経費：1人につき20万円で限度額400万円（本社機能を有する場合600万円）

交付期間：1年間（操業開始日の属する年の翌年4月1日から起算して1年間・1回限り）

(3) 企業立地協力補助金

交付対象：企業に対し、自己の所有する土地又は建物を賃貸する者

対象経費：企業に賃貸した土地又は建物に係る固定資産税、都市計画税の収納額の2分の1に相当する額

複数の協力者で5,000㎡以上の一団の土地を賃貸した場合、5,000㎡以上の土地に係る固定資産税、都市計画税の収納額に相当する額

交付期間：3年間（操業開始日の属する年の翌年4月1日から起算して3年間）

3. 交付要件

(1) 2の(1)の企業立地促進補助金と(2)の雇用創出促進補助金を交付するための共通要件

①投下固定資産額が1億円以上

②固定資産（土地、建物、設備機器類）の賃借は契約期間が5年以上

③操業開始日に施設に勤務する常用雇用者が10人以上で、そのうち5人以上が市民

(2) 3の企業立地協力補助金の条件

①企業に賃貸する固定資産（土地、建物）の契約期間が5年以上

②賃貸する企業の同族、関連会社でないこと

4. 対象業種

別紙の別表第1のとおり

5. 施行予定年月日

令和5年4月1日

別表第1

大分類 区分	対象業種
A 農業、林業	中分類 01 農業 (植物工場(環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年生産又は計画生産が可能な栽培施設をいう。)において行われるものに限る。)
D 建設業	全般
E 製造業	全般
G 情報通信業	中分類 39 情報サービス業
	中分類 40 インターネット附随サービス業
	中分類 41 映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業、郵便業	小分類 433 一般貸切旅客自動車運送業
	中分類 44 道路貨物運送業
	中分類 47 倉庫業
	中分類 48 運輸に附帯するサービス業
I 卸売業、小売業	全般 (細分類 5362「鉄スクラップ卸売業」、細分類 5363「非鉄金属スクラップ卸売業」、細分類 5369「その他の再生資源卸売業」、細分類 5423「自動車中古部品卸売業」を除く。)
L 学術研究、専門・技術サービス業	中分類 71 学術・開発研究機関
M 宿泊業、飲食サービス業	小分類 751 旅館、ホテル
	小分類 772 配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	小分類 781 洗濯業
	小分類 785 その他の公衆浴場業 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に係る浴場業を除く。)
	小分類 804 スポーツ施設提供業
	小分類 805 公園、遊園地
O 教育、学習支援業	小分類 817 専修学校、各種学校
	小分類 824 教養・技能教授業
R サービス業(他に分類されないもの)	中分類 92 その他の事業サービス業